



いいたてタイムス vol.61

IITATE TIMES

2016/10/14発行

発行／編集 飯舘村商工会 〒960-1801 福島県相馬郡飯舘村草野字大師堂81
TEL0244-26-7957 FAX0244-26-7958 e-mail: iitate@coral.ocn.ne.jp

○建設機械等運転技能講習会

今年度の講習会として、通常受講料の半額で受講できる建設機械等運転技能講習会（小型移動式クレーン）が、9月26日（月）～28日（水）まで3日間の日程で、伊達市の北部日本自動車学校で開催され、受講者の方は、時折の雨の中ではありますが、実技講習に励まれ無事に修了しました。お疲れ様でした。

また、今後の講習会は下記（枠内）のとおりですので、この機会に資格取得に取り組まれますようご案内いたします。

車両系建設機械

（整地・運搬・積み込み用及び掘削用）

11月8日（火）～11月12日（土）

◆計5日間 ◆定員10名

◆受講料：89,000円のところ

44,500円（税込）

※大型特殊免許を持たない方が対象の講習



- ※ 会場は、伊達市「北部日本自動車学校」
- ※ 受講料はすべて税込み金額
- ※ 申込み切は、2週間前まで

詳細については、商工会までお問い合わせ下さい。

○建設機械等運転技能講習会補助事業のご案内

先月号でも案内しておりますが、建設機械等技能講習会を実施しております。

昨年度の技能講習では対象外となっていた中型・大型運転免許取得についても補助対象と致します。つきましては、村の復旧・復興に寄与するために、資格取得に取り組まれますようご案内致します。

- 補助対象者 : 飯舘村商工会の会員事業所に従事する方（事業主・役員・先住者・従業員）
で、平成 28 年 4 月 1 日以降に、建設機械等運転技能講習等を修了した方
- 対象講習等 : 建設業職長・安全衛生責任者教育、刈払機取扱い作業安全衛生教育、玉掛け技能講習、小型移動式クレーン技能講習、フォークリフト運転技能、車両系建設機械（整地運搬等）運転、車両系建設機械（不整備運搬等）運転、伐採等の業務に係る特別教育（チェーンソー）、高所作業運転技能講習、
中型・大型運転免許（小型移動式クレーン・玉掛けの所持者又は修了者）他
- 対象経費 : 建設機械等運転技能講習の受講料の 2 分の 1（テキスト代を含む）
中型・大型運転免許の受講料の 4 分の 1（テキスト代を含む）
- 添付書類 : 修了証・運転免許証の写し（両面）・受講料領収書の写し
※ 用紙は A4 版に統一して下さい。
- 書類提出先 : 以前送っている申請書にご記入の上、添付書類とともに商工会へご提出ください。

お問い合わせ先：飯舘村商工会
電話：0244-26-7957 F A X：0244-26-7958

○青年部が、第33回いいたて村文化祭に出店します。

青年部が、いいたて村文化祭に出店致します。ぜひ皆様でお越しください。

当日は、村内の各芸能団体、文化協会等ステージ発表を行うほか、老人会・婦人会・各自治体の皆様の村民による作品展示、「こどもひろば」、「飲食・物販コーナー」もあり、にぎやかな開催となりそうです。

今回、青年部では「飲食・物販コーナー」に、ポップコーンとドリンクの販売コーナーとして、30日に出店させていただきます。

- 開催テーマ 「までの心をつなげよう」
- 開催日 10月29日(土)～10月30日(日)
- 開催時間 10/29…10:00～16:00
10/30…10:00～15:00
- 会場 飯舘村交流センター 建物南側テラス
(飯舘村草野字大師堂 17番地 Tel:0244-42-0072)



*** 青年部の出店は10月30日のみです。**

○育児・介護休業法が改正されます！ -平成29年1月1日施行-

改正のポイント・・・介護をしながら働く方や、有期契約労働者の方が介護休業・育児休業を取得しやすくなるよう改正を行いました。

(1) 介護休業の分割取得

現行 介護休業について、介護を必要とする家族（対象家族）1人につき、通算日まで原則1回に限り取得可能



改正内容 対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得可能

介護休業とは・・・労働者（日々雇用される方を除く）が、要介護状態（負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）の対象家族を介護するための休業です。

対象家族の範囲は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、また、同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫です。（※今後見直しの予定です。）

(2) 介護休暇の取得単位の柔軟化

現行 介護休暇について、1日単位での取得



改正内容 半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

介護休暇とは・・・要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う労働者（日々雇用される方を除く）は、1年に5日（対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護その他の世話をを行うための休暇の取得が可能です。

(3) 介護のための所定労働時間の短縮措置等

現行 介護休業のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）について、介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能



改正内容 介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能

介護のための所定労働時間の短縮措置（選択的措置義務）とは・・・事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれか事業主は、要介護状態にある対象家族の介護をする労働者に関して、対象家族1人につき、以下のうちいずれかの措置を選択して講じなければならないとされています。

①所定労働時間の短縮措置 ②フレックスタイム制度 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービス費用の助成その他これに準じる制度

(4) 介護のための所定労働時間の制限（残業の免除）

現行 なし



改正内容 介護のための所定外労働の制限（残業の免除）について、対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

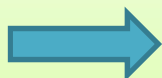
対象家族1人につき、介護の必要がなくなるまで、残業の免除が受けられる制度を新設しました。



介護休業給付金が引き上げられます！（休業開始前賃金の給付割合）

40%

（介護休業開始が平成28年7月以前の場合）



67%

（介護休業開始が平成28年8月以降の場合）

(5) 有期契約労働者の育児休業の取得要件の緩和

現行 有期契約労働者の方については、以下の要件を満たす場合に育児休業の取得が可能

- ①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること
- ②子が1歳になった後も雇用継続の見込みがあること
- ③子が2歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかであるものを除く

改正内容 以下の要件に緩和

- ①申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること
- ②子が1歳6ヶ月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと

また、介護休業の取得要件については、①申出時点で過去1年以上継続して雇用されていること、②介護休業を取得する日から9ヶ月経過する日までの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこととなります。

(6) 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

現行 子の看護休暇について、1日単位での取得

改正内容 半日（所定労働時間の2分の1）単位での取得が可能

子の看護休業とは・・・小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される方を除く）は、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気、けがをした子の看護又は子に予防接種、健康診断を受けさせるための休暇の取得が可能です。

(7) 育児休業等の対象となる子の範囲

現行 育児休業など※が取得できる対象は、法律上の親子関係がある実子・養子

改正内容 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も新たに対象

※育児休業の他に、子の監護休暇、所定外労働の制限（残業の免除）、時間外労働の制限、深夜業の制限、所定労働時間の短縮措置も含まれます。

(8) いわゆるマタハラ・パタハラなどの防止措置の新設

現行 ・事業主による妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱いは禁止

改正内容 ●左記に加え、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じることを事業主へ新たに義務付け。

●派遣労働者の派遣先にも以下を適用。

・育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止

・妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等の防止措置の義務付け

改正育児・介護休業法、改正男女雇用機会均等法の施行日

改正法の施行日は、平成29年1月1日です。事業主に義務付けられる各制度の詳細な内容については、決まり次第、厚生労働省のホームページなどでお知らせします。